

報道関係者 各位

担当

令和5年10月10日
広島労働局労働基準部監督課
監督課長 伊達健司
労働基準監督官 岡崎貴広
電話 082-221-9242

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和4年の監督指導、送検等の状況を公表します

～労働基準関係法令違反率 78.6%～

広島労働局（局長 釜石 英雄）は、管内8労働基準監督署が、令和4年に県内の外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導や送検等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

令和4年の監督指導・送検の概要

1 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 599事業場（実習実施者）のうち471事業場（78.6%※）。

※全国平均 73.7%

※監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。

2 主な違反事項は、①安全基準（23.0%）、②健康診断結果についての医師等からの意見聴取（20.4%）、③割増賃金の支払（19.4%）の順に多かった。

3 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは4件。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技術等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

広島県内の技能実習生の人数は、全国で6番目に多い14,236人です（※1）。国籍別では、ベトナムが最も多く7,562人、次いでフィリピン2,163人、インドネシア1,690人の順となっています（※2）。

広島労働局や各労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

（※1）厚生労働省 『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和4年10月末現在）』より

（※2）広島労働局 『「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和4年10月末現在）』より

【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（令和4年）